

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	政策調整会議
開催日時	令和8年4月20日（月） 午前9時8分～午前9時40分
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者の職・氏名	<p>【出席者】 又賀市長公室長、千葉危機管理監、濱総務部長、金子市民環境部長、 赤澤福祉部長、小野澤健康部長、玄順こども部長、 山崎都市建設部長、塩味審議監兼まちづくり推進課長、 稲葉会計管理者、田中上下水道部長、森田議会事務局長、 福士学校教育部長、堀川生涯学習部長、奥山監査委員事務局長</p> <p>（担当課） 齊藤健康づくり課長、麦田同課長補佐兼予防係長、坂田同課長補佐</p> <p>（事務局） 櫻井市長公室次長兼政策企画課長、 長谷川同課主幹兼課長補佐、横田同課政策企画係主事</p>
欠席者の職・氏名	なし
議題	1 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

<p>会議資料</p>	<p>(議題 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【資料 1】 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案) ・【資料 2】 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案) 概要版 ・【資料 3】 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案) に係る市民コメント 実施結果 ・【資料 4】 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案) に係る職員コメント 実施結果 		
<p>会議録の作成方針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録		
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管 (保存年限 年)		
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
<p>傍聴者の数</p>	<p>—</p>		
<p>その他の必要事項</p>	<p>なし</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

【議題】

1 朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

【説明】

（担当課：麦田健康づくり課長補佐兼予防係長）

「朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画」について説明する。

まず、「資料2」の概要版の、1「概要」をご覧ください。

はじめに、この計画の位置づけについて説明する。

この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法「通称（特措法）」に基づき、国が策定する政府行動計画、また、県が策定する県行動計画を踏まえて策定するものとなっており、本市の計画は、平成26年11月に初版が策定され、その後、平成30年12月に改定がなされている。

なお、この、行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する措置等を示しており、特定の感染症のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとなっている。

今回の改定については、このたびの、新型コロナへの対応を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が抜本的に改定され、また、令和7年1月に県行動計画が改定されたので、それにあわせて、新型コロナ対応における課題や知見を総括して、政府行動計画及び県行動計画の改定も踏まえて、市行動計画を改定するものとなっている。

次に、2の「対策の基本方針」だが、今回の、新型コロナへの対応で分かるとおり、新たな感染症の発生を予測することは難しく、更に、それを阻止することは簡単にはできないものではない。

しかしながら、ひとたび、今回の新型コロナのような感染症が発生した場合には、市民の生命や、市民経済に大きな影響を及ぼすことになる。

また、感染症の影響が長期化した場合には、多くの罹患者が発生して、病院のベッド数や、診療所での受診など、医療供給体制のキャパシティを超えてしまうことも、記憶に新しいことと思う。

そのための取組として、下の図にあるように、感染者の発生が一定の期間に偏ってしまわないように、感染の拡大のピークをなるべく遅らせ、更に、ピーク時の患者数を減らし、医療供給体制への影響をなるべく少なくする必要がある。

そのため、この計画の目的としては、1つ目として、感染の拡大を可能な限り抑止して、市民の生命や、健康を守ること。

2つ目として、市民生活や、市民経済に及ぼす影響を最小限にとどめること。

計画では、この二点を、基本的な目的として、3の「対策の基本項目」の内容について、取り組んでいくこととしている。

それでは次に、3の「対策の基本項目」について説明する。

対策の基本項目は、7つの項目からなっている。

計画の本文の中では、それぞれの項目ごとに、準備期、初動期、対応期について対策を記述しているが、この概要版では、それぞれの項目ごとに、主な取組について、抜粋して

記述している。

はじめに、①の「実施体制」である。

こちらの項目は、新たな感染症が発生した際には、事態を的確に把握して、国、県、市が一体となった取組が必要になることから、準備期から対応期までの実施体制について示している。

準備期には、感染症の発生に備えて、平時から、国、県と連携して、情報共有を図ること。

初動期としては、市の関係部局間での情報共有を行い、全庁的な対応を進めること。

対応期には、市対策本部を設置し実施体制の強化を図ることとしている。

次に、②の「情報収集・提供・共有、リスクコミュニケーション」について説明する。

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、情報を的確に把握して、市民、医療機関、事業者等と情報の共有を行い、事態を適切に判断して、行動できるようにすることが重要となる。

そのための取組として、準備期では、平時から、感染症に関する基本的な情報及び基本的な感染対策等の情報提供を行うこと。

初動期及び対応期には、感染症の発生が確認された場合には、情報収集の上、得られた情報や対策について、迅速に情報提供することとしており、更に、その際の留意事項などについて示している。

次に、③の「まん延防止」である。

感染症のまん延を防止することについては、「対策の基本方針」にもあるとおり、感染症の影響が長期化した場合には、多くの罹患者が発生し、医療供給体制のキャパシティを超えてしまうため、感染者の発生が一定の期間に偏ってしまわないように、感染の拡大のピークをなるべく遅らせ、更に、ピーク時の患者数を減らし、医療供給体制への影響をなるべく少なくする必要がある。

そのための取組としては、市民一人ひとりの協力が必要になるため、感染症対策への理解の促進を図ることが重要になる。

コロナ禍においても、3密の回避のほか、緊急事態宣言が発令された際などには、不要不急の外出の自粛の要請や、公共施設の使用制限、学校の休校など、様々な協力の要請を行った。

この項目では、今後、新たな感染症が発生した際の、コロナ禍での経験を踏まえた、まん延を防止するための取り組みについて示している。

次に、④の「ワクチン」である。

ワクチンの接種については、感染症の発症や、重症化を防ぐために、国が定める接種順位に従って、接種を実施するための、体制づくりを進めることが必要になる。

また、ワクチンの役割や有効性や安全性、供給体制、接種体制、接種対象者、接種順位の在り方など、基本的な情報を、市民の皆さんへ提供して、理解の促進を図る必要がある。

この項目では、そうした、ワクチン接種を円滑に進めるための、準備期から対応期までの取り組みを示しており、更に、ワクチンの効果だけではなく、接種時に起こり得る、副反応やその後の対応等についても、情報提供を行うことなどについて示している。

次に、⑤の「保健」である。

新型インフルエンザ等の患者が発生した際には、保健所において、健康観察や、濃厚接触者への対応などを行うことになり、更に、感染症がまん延した場合には、保健所の業務がひっ迫し、対応が間に合わなくなることが想定される。

この項目では、平時から、保健所等の、県の機関等と情報の共有などによって、連携を図るとともに、感染症が発生した際には、保健所が行う、患者等への健康観察や、生活支

援への協力や、市民からの相談に対応する体制を構築することなどについて示している。

次に、⑥「物資」である。

新型インフルエンザ等が発生した際には、全国的に急速にまん延する恐れがあり、感染症対策物資の需要が急激に増加することが見込まれる。

この項目では、感染症の発生に備えて、感染症対策のための物資の備蓄について示している。

なお、健康づくり課では、コロナ禍での経験を踏まえ、新たな感染症が発生した際に活用できるように、マスク、アルコール消毒液、防護服などを備蓄している。

最後に、⑦「市民生活及び市民経済の安定の確保」である。

この項目では、新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、まん延の防止に関する措置の実施によって、市民生活、更には、社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があることから、影響を緩和するために、必要な支援や、対策を行うこととしている。

この計画では、具体的な取組については記載していないが、コロナ禍においても、市民や事業者、学校、福祉施設などに対して、様々な支援策を行ってきたので、感染症が発生した際には、その時点で必要な支援策を講じていくことになる。

以上が、計画の概要の説明である。

なお、新たな感染症が発生した際に、以上のような対応をとるに当たっては、対策についての事務局は、健康づくり課と危機管理室になるが、この度の、新型コロナへの対応のように、全職員が一丸となって、全庁的に取り組んでいくことが求められるので、その際には、協力いただきたい。

次に資料3をご覧ください。

「市民コメント」の実施結果についてご説明する。

市民コメントは、1月5日から2月3日までを募集期間として実施したが、計画に対する意見はなかった。

次に、資料4をご覧ください。

職員コメントは、本年1月5日から1月19日までを募集期間として実施した。

その結果、1名の職員から2件の意見があった。

資料1を合わせてご覧ください。

1つ目は、資料1「計画素案」の1ページの下から9行目「3年超にわたって新型コロナによる感染症危機に直面してきたが、」としている。

修正前は、この「直面してきた」を「対峙してきた」としていたが、次のページの上から3行目にも「対峙」の文字を使用していることについて、重複との指摘があったので修正している。

2つ目は、1ページの下から5行目「次なる感染症危機が将来発生する可能性が高い」としている。

修正前は、「次なる感染症危機が将来必ず発生するものである」としていたが、表現が断定的で不安をおおる可能性がある、との指摘があったため、修正している。

以上が、「市民コメント」及び「職員コメント」の実施結果の説明である。

説明は以上である。

【意見等】

(千葉危機管理監)

感染症ごとに対策本部を設置する基準はあるのか。

また、対策本部の組織編成や事務分担は定まっているのか。

(担当課：麦田健康づくり課長補佐兼予防係長)

対策本部設置の明確な基準はないが、対応期に状況によって設置する。

また、計画の中で細かな組織編成は定めていない。

状況によって対応が変わることが想定されるため、どのような支援策が必要か、その都度、対策本部で検討していくことになると考えている。

(担当課：齊藤健康づくり課長)

対策本部の設置基準について、補足する。

緊急事態宣言が発令した際は、対策本部を設置しなければならないとしているため、その際は、必ず対策本部を設置することになる。

(千葉危機管理監)

組織編成や事務分担が決まっていない状況では、対策本部が設置され職員が集まっても、支援策を講じるまでに時間を要してしまうのではないかと懸念している。

(又賀市長公室長)

計画を策定するに当たってコロナに関する知見等は、改めて整理した方がいいと考える。

(小野澤健康部長)

平時からコロナの知見等を踏まえた業務継続計画を整理した上で、新たな感染症に対応することが必要だと考える。

(担当課：麦田健康づくり課長補佐兼予防係長)

今後、業務継続計画の見直しを行う予定である。

また、感染症等の流行時にどの業務を継続することができるかは各部署で検討する必要があると考えている。

(千葉危機管理監)

全庁として対応した事例は、取りまとめておかなければ、当時対応した職員が退職した際に経験が生かされなくなってしまうことが懸念される。

当時苦労した経験もいずれは風化すると思われるため、マニュアル化するかは別として、当時、どのような編成で、どのような対応を行ったかを時系列でまとめることを検討していただきたい。

(又賀市長公室長)

本計画を策定した際に議員への報告は行うのか。

(担当課：麦田健康づくり課長補佐兼予防係長)

庁議を経て市長確認後、市議会議員へ本計画を配付したいと考えている。

(濱総務部長)

本計画を読んだときに、どの部署が何をすることが具体的に把握しづらいと感じる。

(又賀市長公室長)

感染症対策は対応を事前に想定することが難しいため、一度、各部署で本計画を確認

し、それぞれの担当を認識することが本計画に実行性を持たせるために必要と考える。

【結果】

必要に応じて修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】